

令和7年度 特別区民税・都民税

申告の手引き

重要

- ① **申告期限** は **3月17日（月）** です。
- ② 申告会場は混み合うため、お越しいただくのは極力お控えください。同封の返信用封筒をお使いいただき、**郵送での申告にご協力ください**。
- ③ 区民事務所では、特別区民税・都民税の申告の相談・受付は行っていません。

あなたは申告が必要？不要？

ためしてカンタン！ 申告判別フローチャート

☑ 「はい」「いいえ」に沿って進んでください。申告の必要・不要が分かります。

☑ **A ~ F** に到達した場合は、4~5ページの説明をお読みください。

スタート

税務署に令和6年分の所得税の確定申告をしますか（しましたか）？

はい

原則、特別区民税・都民税の**申告は不要**です

いいえ

令和7年1月1日に足立区に住んでいましたか？

いいえ

原則、令和7年1月1日に住んでいた区市町村での申告が必要です

はい

令和6年1月から令和6年12月までの間に収入はありましたか？

いいえ

あなたは同居親族の地方税法上の扶養となっていますか？

いいえ

はい

どのような種類の収入がありましたか？（複数ある場合はそれぞれに進んでください）

D あなたを扶養している方が、確定申告や**足立区**への申告をしていれば、あなたの**申告は不要**です
5ページを確認

はい

給与収入

会社員・アルバイト・パート・日雇い等の収入がある方

年金収入（遺族・障害年金等は除く）
公的年金・企業年金・年金基金等の収入のある方

その他の収入

事業・農業・不動産の収入、一時的な収入（生命保険満期等）、雑収入（個人年金・原稿料等）、遺族・障害年金等がある方

勤務先から足立区へ給与支払報告書が提出されていますか？（不明な場合は勤務先に確認してください）

はい

源泉徴収票に記載されていない控除を追加しますか？（扶養親族・寡婦・ひとり親・障害・社会保険料等）

はい

A 原則、税務署への確定申告が必要です
4ページを確認

課税所得（収入から必要経費を除いたもの）がありますか？

はい

国民健康保険や後期高齢者医療保険等に加入していたり、子育て支援事業・その他支援等の行政サービスを活用していますか？

はい

E 申告は不要です
5ページを確認

いいえ

C 申告は不要です
4ページを確認

いいえ

B 申告が必要です
4ページを確認

特別区民税・都民税（住民税）の申告にあたって

特別区民税・都民税（住民税）は国税である所得税とは別に、前年中の所得等の状況により、その年の1月1日にお住まいの区市町村で課税される税金です。

住民税の申告とは、適切に課税・非課税を決定するために、必要な所得や控除の内容を申告書に記入し提出していただくことです。

申告が必要か不要かは令和6年中の状況により、4～5ページの **A** ～ **F** に分けられます。

令和6年中とは、令和6年1月1日～令和6年12月31日のことを指し、以下全文において同じです。

国外居住親族に係る扶養控除について

年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当する場合に扶養控除の対象となります。

- 1 留学により非居住者になった人
- 2 障害者
- 3 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

※上記1～3が確認できる書類のほか、送金関係書類、親族関係がわかる書類の添付が必要です。

申告書を提出する際の確認書類および添付書類

窓口で申告書を提出する場合

1 本人が申告する場合

本人の個人番号確認書類と身元確認書類をご提示ください。

2 代理人（同居の親族）が申告する場合

本人の個人番号確認書類（写し可）と、代理人の身元確認書類をご提示ください。

3 代理人（任意代理人や法定代理人）が申告する場合

任意代理人の場合は委任状を、法定代理人の場合は登記事項証明書等をご提示ください。

加えて本人の個人番号確認書類（写し可）と、代理人の身元確認書類をご提示ください。

※ 各書類はコピーをさせていただくことがあります。

郵送または使者（ケアマネジャーやヘルパー等）により申告書を提出する場合

申告書および本人の個人番号確認書類と身元確認書類の写しを封筒に入れて提出してください（郵送せずに使者が持参する場合も個人情報保護のため必ず封緘してください）。

確認書類の具体例

1 個人番号確認書類

★ マイナンバーカード ※郵送の場合は両面の写しを添付してください。

★ 通知カード ※以下の（１）（２）のいずれかの条件を満たすものに限りです。

（１）氏名・住所等の記載事項に変更がない。

（２）氏名・住所等の変更があった場合で、令和2年5月24日までに記載事項の変更を行っている。

2 身元確認書類（代表例）

身元確認書類が1点で良いもの
★ マイナンバーカード（※1） ★ 運転免許証 ★ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） ★ 旅券（パスポート） ★ 身体障害者手帳 ★ 精神障害者保健福祉手帳 ★ 療育手帳（愛の手帳） ★ 在留カード ★ 特別永住者証明書 ★ 住基カード（顔写真があらひのもの） ★ 学生証、身分証明書、資格証明書で写真付きのもの ★ 住所・氏名があらかじめ印字された特別区民税・都民税申告書等 ★ 本人が申告する場合、各種健康保険被保険者証（※2）（※3）
身元確認書類が2点必要なもの
★ 代理人が申告する場合、各種健康保険被保険者証（※2）（※3） ★ 学生証、身分証明書、社員証、資格証明書等で写真なしのもの ★ 源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金等）

（※1）通知カードは認められません。

なお、マイナンバーカードは、1枚で「個人番号確認書類」と「身元確認書類」の両方を兼ねます。

（※2）各種健康保険被保険者証の写しを郵送される場合、保険者番号および被保険者等記号・番号は
見えないようマスキングしてください。

（※3）資格確認書を含みますが、資格情報のお知らせは認められません。

3 確認書類に関する補足

ご提出いただいた確認書類の写しは、課税課で確認後破棄します。

A 税務署へ所得税の確定申告が必要な方（税務署の問合せ先は16ページ参照）

- 1 事業所得や不動産所得のある方。
- 2 給与所得者で次に該当する方。
 - (1) 給与収入が2,000万円を超える方。
 - (2) 給与所得以外に不動産所得等、他の所得が20万円を超える方（住民税は20万円以下でも申告が必要です）。
 - (3) 2ヵ所以上から給与を受けている方（全ての給与を合算して年末調整されている方を除く）。
- 3 土地・建物等を売却した方。

ポイント

税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告は原則必要ありません。確定申告の詳細は税務署にお問い合わせください。

B 区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告が必要な方

- 1 令和7年1月1日現在、足立区に住んでいる方で、令和6年中に所得があり、次に該当する方。
 - (1) 給与収入のある方で、勤務先から足立区に給与支払報告書が提出されていない方。
 - (2) 令和6年中に退職して、令和7年1月1日現在就職していない方。
 - (3) 給与や公的年金等を受給されている方で、源泉徴収票に記載されていない各種控除（扶養親族・寡婦・ひとり親・障害・社会保険料等）の追加をしたい方。

※ 控除の追加をするため、税務署へ確定申告をした方は、区役所への申告は不要です。
- 2 令和7年1月1日現在、足立区に住んでいない方で、足立区内に事務所・事業所または家屋敷のある方（申告書の記入箇所は「裏面⑥」）

ポイント

申告を怠ると、控除が少ない状態で税額計算が行われるため、決定される住民税額が高くなる場合等があります。また、申告されていない所得が判明したときには、課税された税額を一度に納めることになる場合があります。

C 申告が不要な方（勤務先や年金支払者等を通じて区役所に課税資料を提出済み）

- 1 給与収入のみの方で、勤務先が区役所に給与支払報告書を提出済みの方。

※ 勤務先が複数ある場合は、全勤務先から給与支払報告書が提出される必要があります。

※ 不明な場合は勤務先に確認してください。
- 2 公的年金等の収入のみの方。

ポイント

申告をされなくても、区役所に提出された課税資料に基づき住民税の計算が行われます。ただし、扶養親族や社会保険料等の各種控除は課税資料に記載されているとおりとなりますので、控除の追加がある場合は申告が必要となります。

D 申告が不要な方 (あなたの扶養者が申告済み)

所得の合計が45万円以下で親族に扶養されている場合は、扶養している方が扶養親族として申告や年末調整をしていれば、あなた自身の申告がなくても非課税の決定がされます。ただし、あなたを扶養している方が令和7年1月1日現在足立区以外にお住まいの場合は **F** をご確認ください。

また、あなたを扶養している方が配偶者で所得の合計が1,000万円を超える場合も **F** をご確認ください。

E 申告が不要な方 (課税される所得がない)

課税される所得がない場合は、所得税や特別区民税・都民税(住民税)の申告をする義務はありません。ただし、申告をしなかった場合は、未申告となり非課税の決定がされません。そのため、非課税の証明書が必要な場合は申告が必要になります(親族に扶養されている場合は **D** を、それ以外の方は **F** をご確認ください)。

F 非課税の決定が必要なため、申告が必要な方

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・介護保険の保険料算定及び減免の適用や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・就学援助・保育料・公営住宅関係の区分判定等のため、非課税の決定が必要な方。
- 2 その他の理由で非課税の証明書が必要な方。

ポイント

申告をしない場合は「未申告」となるため、非課税の決定はされません。その結果、保険料や負担金、公営住宅の家賃等が高くなったり、手当等が受けられなくなることがあります。また、申告期限を過ぎてから申告をされた場合は、非課税の決定までに時間がかかり、各制度の締切日に間に合わなくなることがあります。

申告が必要な方へ【申告書の記入方法・申告に必要な資料等】

申告書の記入方法	■ 令和6年中に<u>収入のなかった方</u>は、<u>6ページ・10～12ページを参照</u>してください。 ■ 令和6年中に<u>収入のあった方</u>は、<u>6～11ページを参照</u>してください。
申告に必要な資料	■ 個人番号確認書類と身元確認書類(2, 3ページを参照) ■ 給与収入のある方は、源泉徴収票(ない場合は給与明細書すべて) ■ 給与・年金以外の所得がある方は、収入と必要経費のわかる資料 ■ 各種証明書、領収書等(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金等)または明細書等(医療費)。ただし、源泉徴収票に記載のある分については提出不要です。
注 意 事 項	■ <u>申告会場は混み合うため郵送での申告にご協力ください。</u> ■ 申告会場にお越しいただく場合は、待ち時間短縮のため、<u>事前に申告書の記入と添付資料の整理をお願いします。</u>

申告が不要な方へ(お願い)

- 「申告が不要な方」の条件にあてはまる場合は、同封の申告書は破棄してください。
- **申告会場は混み合うため、申告会場にお越しいただくのは極力お控えください。**

申告書の記入例（申告書を提出する方の共通事項）

住所・氏名等記入欄（記入箇所：表面 - 上段）

令和 7 年度 特別区民税・都民税申告書



(提出先) 足立区 長年 月 日 提出

1月1日現在の住所	千住〇丁目〇番〇号	確認・保管番号 本人	マイナンバー (個人番号)
現在の住所	☐ 同上 中央本町〇-〇-〇	職業	会社員
フリガナ	アダチク タロウ	電話番号	3880-〇〇〇〇
氏名	足立区 太郎	生年月日	大昭 33・1・1



注意

- 令和7年1月1日の住所と現住所が異なる場合は、「現在の住所」欄を記入してください。現在の住所に変更がない場合は、「☐ 同上」部分に✓(チェック)を入れてください。
- 「氏名」「フリガナ(カナ氏名)」「マイナンバー」「職業」「電話番号」「生年月日」の各欄を記入してください。
- 申告書の内容に不明な点がある場合は、「電話番号」欄に記入のある電話番号あてに連絡をさせていただく場合があります。

申告書の記入例（収入のあった方用）

収入／所得金額欄（記入箇所：表面 - 上段～中段）

(ア)	給与	給与支払金額を記入し、源泉徴収票を添付。 源泉徴収票のない方は裏面⑨の合計金額を記入してください。	給与収入	8	1	8	0	0	0	0	0	円
(イ)	公的年金等	公的年金等の源泉徴収票の支払金額を記入。 遺族年金・障害年金等の場合は、0円と記載してください。	年金収入	10	1	5	0	0	0	0	0	円
(ウ)	雑収入	種類	収入金額	円	必要経費	円	所得金額	62	円			
	その他	種類	収入金額	円	必要経費	円	所得金額	63	円			
(エ)	事業所得	仕事の内容等	収入金額 (A)	円	必要経費 (B)	円	(青色申告) 特別控除額 (C)	円	差し引所得金額 (A-B-C)	円		
(オ)	農業所得		円	円	円	円	16	円	円			
(カ)	不動産所得		円	円	円	円	20	円	円			
(キ)	配当	国外の利子等	円	円	円	円	21	円	円			
(ク)	総合譲渡	12 ☐ 短期 13 ☐ 長期	円	円	円	円	22	円	円			
(コ)	一時		円	円	円	円	14	円	円			

項目	所得の概要	記入方法等
(ア) 給与【8欄】	■ 俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与（アルバイトやパート等によるものも含む）	■ 「給与所得の源泉徴収票」の支払金額を記入してください。源泉徴収票は申告書と一緒に提出してください（写し可）。 ■ 源泉徴収票がない場合は、申告書裏面⑨部分に正確な内訳を記入してください。 ■ 給与収入金額（支払金額）は、社会保険料や所得税等の控除が適用される前の総支払金額です。
(イ) 雑（公的年金等）【10欄】	■ 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金など	■ 「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額を記入してください。 ■ 遺族年金・障害年金・福祉年金等は課税の対象になりません。 ■ 一定の外国年金は、確定申告不要制度の対象外のため、原則として確定申告が必要です。

申告書の記入例（収入のあった方用）

項 目（注1）		所得の概要	記入方法等
(ウ)	雑（業務）	■シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料、放送出演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの	■「種類」、「収入金額」、「必要経費」を記入してください。※注2 ■収入金額から必要経費を差し引いた金額を「差引所得金額」（62欄もしくは63欄）に記入してください。
	雑（その他）	■生命保険の年金（個人年金保険）、暗号資産の譲渡に関するもの（ただし収入金額が300万円以下のもの）など、雑（業務）に該当しないもの	
(工)	営業等	■卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、サービス業など ■自由職業（医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工など） ■漁業などの事業 など ■暗号資産の譲渡に関するもの（ただし収入金額が300万円を超えるもの）	■「仕事の内容等」、「収入金額（A）」、「必要経費（B）」を記入してください。※注2 ■収入金額から必要経費を差し引いた金額を「差引所得金額」（16欄）に記入してください。※注3
(オ)	農 業	■農産物の生産、果樹などの栽培 ■養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育 ■酪農品の生産 など	■「仕事の内容等」、「収入金額（A）」、「必要経費（B）」を記入してください。※注2 ■収入金額から必要経費を差し引いた金額を「差引所得金額」（17欄）に記入してください。※注3
(カ)	不動産	■土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得	■「仕事の内容等」、「収入金額（A）」、「必要経費（B）」を記入してください。※注2 ■収入金額から必要経費を差し引いた金額を「差引所得金額」（20欄）に記入してください。※注3
(キ)	利 子	■国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなど	■「収入金額（A）」、「差引所得金額」（21欄）を記入してください。 ■申告書裏面「②利子・配当所得の内訳記入欄」に収入金額の内訳等を記入してください（資料の添付が必要・写し可）。
(ク)	配 当	■株主や出資者が法人から受ける余剰金の配当や投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配金など	■「収入金額（A）」、「必要経費（B）」を記入してください。 ■収入金額から必要経費を差し引いた金額を「差引所得金額」（22欄）に記入してください。 ■申告書裏面「②利子・配当所得の内訳記入欄」に収入金額の内訳等を記入してください（資料の添付が必要・写し可）。
(ケ)	総合譲渡	■ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得	■「仕事の内容等」は、資産の保有期間が5年以下の場合は「□短期」、5年を超える場合は「□長期」部分に✓してください。 ■「収入金額（A）」、「必要経費（B）」、「特別控除額（C）」を記入してください。※注2 ※注4 ■収入金額から必要経費と特別控除額を差し引いた金額を「差引所得金額」（12/13欄）に記入してください。※注5
(コ)	一 時	■賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金 ■生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金 など	■「仕事の内容等」、「収入金額（A）」、「必要経費（B）」、「特別控除額（C）」を記入してください。※注2 ※注4 ■収入金額から必要経費と特別控除額を差し引いた金額を「差引所得金額」（14欄）に記入してください。※注5

収入／所得金額欄の共通事項

- (注1) 上記(ウ)～(コ)の各所得がある方は、原則税務署で所得税の確定申告が必要となります。ただし、所得額が少ない場合や控除額が高額である場合等、**所得税額が発生しない方は、区役所へ住民税の申告を行ってください。**
- (注2) 必要経費がある所得を申告する場合は、必ず決算書や収支内訳書等の書類を添付してください。
- (注3) 青色申告特別控除額（10万円以下）がある方は、「（青色申告）特別控除額（C）」を記入してください。10万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要となります。専従者給与を支払っている方は、申告書裏面「④事業専従者に関する事項の記入欄」を記入してください。収入金額から必要経費を差し引いた金額からさらに、青色申告特別控除額及び専従者給与を差し引いて「差引所得金額（A-B-C）」を記入してください。
- (注4) 特別控除額・・・50万円。ただし、収入金額から必要経費を差し引いた金額が50万円に満たない場合は、その金額に相当する額。
- (注5) 税額計算時には、総合譲渡（長期）および一時の「差引所得金額」を1/2にして計算します。

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等を申告する方

- 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等（源泉徴収ありの特定口座）は、原則申告不要ですが、確定申告することで住民税の減額や還付を受けられる場合があります。しかし、その所得額は国民健康保険料等の計算根拠に含まれることになり、国民健康保険料等が増額する場合があります。



注 意

申告判断
フローチャート

申告にあたって
国外居住親族

申告書提出時の
確認・添付書類

申告の要・不要
チェックポイント

申告書の記入例
（共通事項）

申告書の記入例
（収入あり）

申告書の記入例
（収入なし等）

区民税・都民税
税額計算方法

医療費控除について

申告書の控え

申告の注意事項
問い合わせ先

申告書の記入例（収入のあった方用）

所得から差し引かれる金額等欄【所得控除】

（記入箇所：表面 - 中段～下段）

(サ)	雑損控除 【証明書添付】	損害の原因	損害年月日	損害金額	保険金などで補填される金額	雑損控除額
(シ)	医療費控除 【明細書等添付】 【領収書不可】	支払った医療費等 (A)	保険金などで補填される金額 (B)	差引金額 (A - B)		
(ス)	社会保険料控除	源泉徴収票の社会保険料	国民年金 【証明書添付】	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療保険
(セ)	小規模企業共済等掛金控除 【領収書添付】	掛金の種類				
(ソ)	生命保険料控除 【証明書添付】	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
(タ)	地震保険料控除 【証明書添付】	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
(チ)	寄附金控除 【領収書等添付】	都道府県・市区町村 【特別控除対象】	東京都共同基金・日本赤十字会・日本青年会議所・日本経済団体連合会・日本学生支援機構・日本学術振興会・日本財団・日本国際交流基金・日本国際ボランティアセンター・日本国際協力財団・日本国際協力財団	都条例指定分		
(ツ)	納付方法	特別徴収	普通徴収			

（記入箇所：裏面 - 下段）

⑦所得金額調整控除に関する記入欄

(テ)	フリガナ	氏名	続柄	生年月日	大昭和	特別障害者に該当する場合	1	級	別居の場合の住所
	個人番号	6	7	8	9	0	1	2	3

項目	控除の概要	記入方法等
(サ) 雑損控除 【証明書添付原本】	- 災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合 - 災害等に関連してやむを得ない支出をした場合	「損害の原因」、「損害年月日」、「損害を受けた資産の種類」、「損害金額」、「保険金などで補填される金額」、「差引損失額のうち災害関連支出の金額」を記入してください。
(シ) 医療費控除 【明細書等添付】 【領収書不可】	令和6年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合	「支払った医療費等」、「保険金などで補填される金額」を記入してください。 - 支払った医療費等から保険金などで補填される金額を差し引いた金額を「差引金額」に記入してください。 - セルフメディケーション税制を選択される場合は、「セルフメディケーション税制を選択」（106欄）に✓してください。 - 詳しくは、医療費控除について（13～14ページ）をご参照ください。
(ス) 社会保険料控除 【証明書添付（国民年金保険料のみ）原本】	健康保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など	- 令和6年中に支払った保険料を記入してください。 - 該当する項目がない場合は「その他の社保」欄に支払った保険料を記入してください。 - 支払った保険料の合計を32欄に記入してください。
(セ) 小規模企業共済等掛金控除 【証明書添付原本】	- 小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金 - 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 - 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金	「掛金の種類」を記入してください。 - 令和6年中に支払った保険料を33欄に記入してください。

申告書の記入例（収入のあった方用）

項 目	控除の概要	記入方法等
(ソ) 生命保険料控除 【証明書添付原本】	■ 新旧生命保険や介護医療保険、新旧個人年金保険であなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合	■ 令和6年中に支払った保険料を該当する項目に記入してください。 ■ 年末調整をした方で生命保険料控除を受けている場合は、給与所得の源泉徴収票の「生命保険料の控除額」を802欄に記入してください。
(タ) 地震保険料控除 【証明書添付原本】	■ 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合	■ 令和6年中に支払った保険料を該当する項目に記入してください。 ■ 年末調整をした方で地震保険料控除を受けている場合は、給与所得の源泉徴収票の「地震保険料の控除額」を803欄に記入してください。
(チ) 寄附金控除 【領収書等添付原本】	■ 令和6年中に支払った足立区や都道府県、区市町村への寄附金（ふるさと納税） ■ 令和6年中に支払った東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、東京都・足立区が条例で指定した団体への寄附金	■ 令和6年中に支払った寄附金額を該当する項目に記入してください。 ■ 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）、災害義援金として日本赤十字社や共同募金会等の募金団体に寄附したものは、「都道府県・市区町村（特例控除対象）」（98欄）に記入してください。 ■ 東京都が条例で指定した団体で、かつ足立区が条例で指定した団体に寄附した場合は、「都条例指定分」（100欄）、「区条例指定分」（101欄）の両方に記入してください。 ■ 所得税の確定申告を行う必要のない方が「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしている場合でも、住民税の申告を行うときは、領収書もしくは特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書の添付がないと寄附金控除が受けられません。
(ツ) 納付方法		■ 特別徴収の給与以外に所得のある方で徴収方法の希望がある場合は、該当する欄に○印を記入してください。 ■ 65歳以上で公的年金等の収入がある方は、公的年金等に対する税額は給与から特別徴収（天引き）はできません。
(テ) 所得金額調整控除	■ 給与等の収入金額が850万円を超える方で、以下の条件のいずれかに該当する場合 ・ 本人が特別障害者である ・ 23歳未満の扶養親族がいる ・ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる 以下の金額を給与所得控除に加算します。 〔給与所得控除の加算額〕 （給与等の収入金額（※）－850万円） ×10% （※） 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。	■ 本人が特別障害者である場合「氏名」「続柄」「生年月日」「特別障害者に該当する場合」「個人番号」欄を記入してください。 ■ 23歳未満の扶養親族がいる場合「氏名」「続柄」「生年月日」「別居の場合の住所」「個人番号」欄を記入してください。 ■ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる場合「氏名」「続柄」「生年月日」「特別障害者に該当する場合」「別居の場合の住所」「個人番号」欄を記入してください。 ■ 扶養控除の適用を受けていなくても、該当する者が同一生計にいる場合は所得金額調整控除を適用することができます。

【別表1】生命保険料控除額の算定方法

① 新契約（平成24年1月1日以降に契約）の保険のみに加入

年間の支払保険料（A）	控除額
12,000円以下	(A) の全額
12,001円～32,000円	(A) ×1/2 + 6,000円
32,001円～56,000円	(A) ×1/4 + 14,000円
56,001円以上	28,000円（限度額）

② 旧契約（平成23年12月31日以前に契約）の保険のみに加入

年間の支払保険料（B）	控除額
15,000円以下	(B) の全額
15,001円～40,000円	(B) ×1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	(B) ×1/4 + 17,500円
70,001円以上	35,000円（限度額）

【補足】 ■ 一般生命保険と個人年金保険については、新契約と旧契約があり、当該旧契約に係る控除額が28,000円以下の場合は、それぞれの控除額を合算します（限度額28,000円）。28,000円以上の場合は、旧契約の控除額のみで控除となります（限度額35,000円）。
■ 一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険を合わせた控除限度額は70,000円となります。

【別表2】地震保険料控除額の算定方法

① 地震保険料を支払った場合

年間の支払保険料（C）	控除額
50,000円以下	(C) ×1/2
50,001円以上	25,000円（限度額）

② 旧長期損害保険料を支払った場合

年間の支払保険料（D）	控除額
5,000円以下	(D) の全額
5,001円～15,000円	(D) ×1/2 + 2,500円
15,001円以上	10,000円（限度額）

【補足】 地震保険料と旧長期損害保険料を合わせた控除限度額は25,000円となります。



- 各控除において、【証明書添付原本】【明細書等添付】【領収書等添付原本】と記載のあるものは、該当する書類の提出がないと控除が受けられません。
- (ス) (セ) (ソ) (タ) の各控除は、源泉徴収票内に記載されている分については証明書や領収書の添付は不要です。

申告書の記入例（申告書を提出する方の共通事項）

所得から差し引かれる金額等欄【人的控除】（記入箇所：表面 - 下段／裏面 - 上段）

表面

(ト)	本人該当	障害者控除		寡婦控除		ひとり親控除		勤労学生控除		住可															
		☐ 愛の手帳 ☐ 精神保健 ☒ 身体障害		☐ 障害者控除対象認定者 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未帰還		☐ ひとり親控除 ☐ ひとり親除		(学校名) 証明書の添付が必要な場合あり（手引き参照）		102															
		2		昭・平・令		年 月 日		障害者		手帳種別															
		足立 花子		大平・昭		37・2・2		同居		別居															
(ナ)	同一生計配偶者 配偶者特別控除	氏 名										生 年 月 日		居住		続柄		障害者		手帳種別		16 未 取			
(二)	金額	マイナンバー (個人番号)										氏 名		生 年 月 日		居住		続柄		障害者		手帳種別		16 未 取	
(ヌ)	等	マイナンバー (個人番号)										氏 名		生 年 月 日		居住		続柄		障害者		手帳種別		16 未 取	
	扶養親族 (16歳未満含む)	901	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	足立 一郎	大平・昭	5	10	10	同居	子	級 (度)	16	取	
	別居の扶養 親族がいる場 合は裏面①に 住所を記入し てください。	902	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	足立 二郎	大平・昭	13	12	12	同居	子	級 (度)	16	取	
	海外居住者 の場合は証明 書添付。	903	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	足立 三郎	大平・昭	22	5	5	同居	子	級 (度)	16	取	
		904													足立 キク	大平・昭	10	11	11	同居	母	1 級 (度)	身体	16	取
		905	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	課税 吾郎	大平・昭	8	8	8	同居	妻の父	級 (度)	16	取	

① 前項(表面)に記載の配偶者や扶養親族のうち、別居の方がいる場合の記入欄(ここにも記載された場合、扶養控除は認められません)

裏面

氏 名	生 年 月 日	別居の配偶者・扶養親族の住所
課税 吾郎	大平・昭 8・8・8	新潟県魚沼市小出島〇〇〇-〇
	大平・昭 ・	
	大平・昭 ・	
	大平・昭 ・	

項 目	対 象	控除額
(ト) 障害者控除	■ 心身に障害があり、その障害に該当する手帳等を持っている方（身体障害者手帳7級は非該当） ■ 65歳以上で身体障害者等に準ずると福祉事務所長から認定（障害者控除対象者認定書添付）されている方 など ※令和6年12月31日現在において該当する方が対象になります。	① 普 通 障 害 … 26万円 ② 特 別 障 害（*） … 30万円 ③ 同居特別障害 … 53万円 （*）特別障害は、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級等が該当
(ナ) 寡婦・ひとり親控除	■ 令和6年12月31日現在、同一世帯にいる者の住民票の続柄について、本人から見て「夫（未届）」「妻（未届）」に該当するものを有しない方、または、本人と事実上婚姻関係にあると認められるものを有しない方で、令和6年中の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合【寡婦】 夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族を有する方／夫と死別後婚姻していない方/夫の生死が明らかでない方 【ひとり親】 現に婚姻をしていない方（配偶者と死別・離婚もしくは未婚）または配偶者の生死が不明の場合で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く）を有する方	① 寡 婦 … 26万円 ② ひと り 親 … 30万円
(二) 勤労学生控除	■ 令和6年12月31日現在、学生・生徒であって令和6年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、不労所得が10万円以下の方 ※専修学校、各種学校、認定職業訓練学校に在籍している方は、証明書等の添付が必要です。	26万円
(ヌ) 同一生計配偶者・配偶者控除・配偶者特別控除／扶養親族	■ 令和6年12月31日現在（死亡した方は死亡日現在）で、同一生計の配偶者およびその他の親族のうち、令和6年中合計所得金額が一定以下の方 ※障害者、手帳種別については、令和6年12月31日現在（死亡した方は死亡日現在）において該当する同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）が対象になります。	控除額は、11ページ【別表3】「配偶者控除／配偶者特別控除の控除額」、【別表4】「扶養控除の控除額」を参照してください。

申告書の記入例（申告書を提出する方の共通事項）

【別表3】配偶者控除／配偶者特別控除の控除額

控除区分		配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者 控 除	一般（*1）	48万円以下	33万円	22万円	11万円	なし（*3）
	老人（*2）		38万円	26万円	13万円	
配偶者 特 別 控 除		48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
		100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	
		105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
		130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	

（*1） S30年1月2日以後出生の方／（*2） S30年1月1日以前出生の方／（*3） 同一生計配偶者には含まれます。

【別表4】扶養控除の控除額

扶養控除区分	被扶養者の 合計所得金額	被扶養者の年齢・生年月日	控除額
一 般	48万円以下	16歳以上19歳未満（H18年1月2日～H21年1月1日出生）	33万円
		23歳以上70歳未満（S30年1月2日～H14年1月1日出生）	33万円
特 定		19歳以上23歳未満（H14年1月2日～H18年1月1日出生）	45万円
老 人		70歳以上（S30年1月1日以前出生）	38万円
同居老親等			45万円
年少扶養		16歳未満（H21年1月2日以後出生）	なし

【別表5】基礎控除の控除額 ※自動で算定します。申告書への記入箇所はありません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

人的控除全般について

- 収入のなかった方は、各種控除を申告しなくても住民税はかかりません。ただし、申告することで人的控除（扶養・寡婦・ひとり親・障害者控除等）の内容が非課税の証明書に記載されます。また、**扶養親族の欄に記入されていない被扶養者の方は未申告となり、国民健康保険料の算定等に影響がある場合があります。**

同一生計配偶者・配偶者控除・配偶者特別控除／扶養控除について

- 添付の源泉徴収票に記載されている配偶者・扶養親族も、省略せずに記入してください。
- 配偶者や扶養親族が別居の場合は、「別居の配偶者・扶養親族の住所」欄に必ず令和7年1月1日現在の住民登録地（住民票の住所）を記入してください。
- 源泉徴収票等に記載されている配偶者・扶養親族に48万円を超える所得がある場合や、あなた以外の方が扶養する場合等、控除を取り消す際は、該当する欄に氏名等を記入し取下欄に○印を記入してください。
- この申告書で海外に住んでいる親族の扶養控除等を追加する場合は、「送金関係書類（金融機関が発行する送金証明書等）」と「親族関係がわかる書類（戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等）」の添付が必要です（添付がない場合は控除が適用されません。国外居住親族に係る扶養控除については2ページを参照してください。）
※ 勤務先での年末調整が済んでいない源泉徴収票を添付されている場合も同様です。
- 海外居住親族が複数いる場合は、それぞれの人に対する送金証明書が必要です。
- 扶養親族が6人以上いる場合は、該当する方の氏名や住所等を別紙（便箋など）に記入して添付してください。

申告判別
フローチャート

申告にあたって
国外居住親族

申告書提出時の
確認・添付書類

申告の要・不要
チェックポイント

申告書の記入例
【共通事項】

申告書の記入例
【収入あり】

申告書の記入例
【収入なし等】

区民税・都民税
税額計算方法

医療費控除について

申告書の控除

申告の注意事項
／
問い合わせ先



注 意

申告書の記入例（収入がなかった方用）

令和6年中に収入がなかった方の記入欄（記入箇所：表面 - 上段）

令和7年度 特別区民税・都民税申告書



(提出先) 足立区長
年 月 日 提出

1月1日現在の住所	千住〇丁目〇番〇号	領受・保管番号	マイナンバー（個人番号）
現在の住所	中央本町〇-〇-〇	職業	無職
フリガナ	アダチク ジロウ	電話番号	3880-〇〇〇〇
氏名	足立区 次郎	生年月日	大・昭 33・2・2

整理番号

■令和6年中の所得状況等を記入してください。

給与	給与支払金額を記入し、源泉徴収票を添付。 源泉徴収票のない方は裏面⑧の合計金額を記入してください。	給与収入	8	0	円
公的年金等	公的年金等の源泉徴収票の支払金額を記入。 遺族年金・障害年金等のみの場合は、0円と記載してください。	年金収入	10	0	円

■上図のように、給与収入及び年金収入欄に「0」と記入してください。



■氏名、生年月日、住所、電話番号、職業と「0」の記入がない場合は、非課税の決定ができませんので必ず記入してください。

特別区民税・都民税の税額計算方法（抜粋）

■税額計算方法（一般的な事例）

Step1

(所得金額(*1) - 所得控除額(*2)) × 税率(*3)
- 税額控除(*4) = 所得割額

Step2

所得割額 + 均等割額(*5) + 森林環境税(*6)
= 年税額(100円未満切捨)

【補足事項】

- (*1) 所得金額は「収入金額 - 必要経費等」です。給与収入・年金収入のある方は、「【参考1・2】給与所得・雑所得の計算式」の表を、それ以外の収入のある方は、6～7ページを参照してください。
- (*2) 所得控除額については、8～11ページを参照してください。
- (*3) 税率は10%（特別区民税6%・都民税4%）です。
- (*4) 税額控除は、「調整控除」「配当控除」「住宅借入金等特別税額控除」「寄附金税額控除」「外国税額控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」が該当します。
- (*5) 均等割額は原則4,000円（特別区民税3,000円・都民税1,000円）です。なお、非課税の条件は、下の「【参考3】非課税となる方の条件」を参照してください。

【参考1】給与所得の計算式

給与所得の計算式	
給与収入	給与所得
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入 - 55万円
1,619,000円～1,619,999円	106.9万円
1,620,000円～1,621,999円	107万円
1,622,000円～1,623,999円	107.2万円
1,624,000円～1,627,999円	107.4万円
1,628,000円～1,799,999円	(A) × 60% + 10万円
1,800,000円～3,599,999円	(A) × 70% - 8万円
3,600,000円～6,599,999円	(A) × 80% - 44万円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 90% - 110万円
8,500,000円～	給与収入 - 195万円

※(A)は、給与収入を4で割り、千円未満を切捨てた後に4倍して算出します。

(*6) 令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを使って、国税として1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされています。

【参考2】雑所得（公的年金等）の計算式 ※公的年金等の収入を表の計算式に当てはめて計算した金額を「雑所得」といいます。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 の方 (S35.1.1以前生)	～ 3,300,000円	(B) - 110万円	(B) - 100万円	(B) - 90万円
	3,300,001円～4,100,000円	(B) × 75% - 27.5万円	(B) × 75% - 17.5万円	(B) × 75% - 7.5万円
	4,100,001円～7,700,000円	(B) × 85% - 68.5万円	(B) × 85% - 58.5万円	(B) × 85% - 48.5万円
	7,700,001円～10,000,000円	(B) × 95% - 145.5万円	(B) × 95% - 135.5万円	(B) × 95% - 125.5万円
65歳未満 の方 (S35.1.2以後生)	10,000,001円～	(B) - 195.5万円	(B) - 185.5万円	(B) - 175.5万円
	～ 1,300,000円	(B) - 60万円	(B) - 50万円	(B) - 40万円
	1,300,001円～4,100,000円	(B) × 75% - 27.5万円	(B) × 75% - 17.5万円	(B) × 75% - 7.5万円
	4,100,001円～7,700,000円	(B) × 85% - 68.5万円	(B) × 85% - 58.5万円	(B) × 85% - 48.5万円
	7,700,001円～10,000,000円	(B) × 95% - 145.5万円	(B) × 95% - 135.5万円	(B) × 95% - 125.5万円
	10,000,001円～	(B) - 195.5万円	(B) - 185.5万円	(B) - 175.5万円

【参考3】非課税となる方の条件

- 令和7年1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けていた方
- 令和7年1月1日現在で本人が障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で令和6年中の合計所得金額が135万円以下の方
- 令和6年中の合計所得金額が右表の金額以下の方

同一生計配偶者・扶養親族が有る場合	35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 31万円
同一生計配偶者・扶養親族がなしの場合	45万円

※扶養親族には16歳未満の扶養親族を含んで計算します。

医療費控除について

医療費控除とは

対象期間（令和7年度の申告では令和6年1月1日～令和6年12月31日）に、申告する本人や本人と生計を一にする親族のために医療費等を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。実際に支払った金額から、生命保険や社会保険などで補てんされる金額を差し引いた金額が対象となります。なお、医療費控除は以下の種類があります。

従来の医療費控除

支払った医療費から総所得金額等の5%の金額（総所得金額等が200万円以上の場合は10万円）を差し引いた金額を総所得金額等から控除します【限度額200万円】。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組（健康診断やがん検診の受診等）を行っている個人が、申告する本人や本人と生計を一にする親族にかかる「スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品）」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合に、その超える部分の金額を総所得金額等から控除します【限度額8万8千円】。



注意

- 支払った医療費自体が返還されるのではなく、医療費の負担があった方の税額を減額する制度です。そのため、住民税が課税されない方には適用されません。
- 「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の両方を適用することはできないため、どちらかを選択しての適用となります。

医療費控除を受ける時の添付書類

従来の医療費控除を受ける場合

- 1 別紙「医療費控除の明細書」（**自分で作成**）
- 2 医療保険者から交付された医療費通知（※）
 - 医療費控除の明細書に申告する医療費をすべて記入した場合は、1のみ提出してください。
 - 医療費通知に申告する医療費がすべて記載されている場合でも、別紙「医療費控除の明細書」の「1 医療費通知に関する事項（1）～（3）」を記入し、1と2の両方を提出してください。
 - 医療費通知に記載されていない内容を医療費控除の明細書で追加する場合には、1と2の両方を提出してください。

（※）申告書に添付できる医療費通知は、次の①から⑥までに掲げる6項目の記載があるものです。

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

この6項目のうちいずれかの項目の記載がない場合は、医療費通知に補完記入することで、申告書に添付することができます。



注意

- 医療費の領収書では医療費控除の適用を受けることができません。必ず医療費控除の明細書等を添付してください。
- 医療費控除は医療費控除の明細書等を添付することで適用されます。医療費の領収書は送付しないでください。ただし、明細書の記入内容を確認することがあるため、医療費の領収書は自宅5年間大切に保管してください。尚、確認を求めた際に提示できなかった時は、その控除は否認されます。

申告判別
フローチャート

申告にあたって
国外居住親族

申告書提出時の
確認・添付書類

申告の要・不要
チェックポイント

申告書の記入例
【共通事項】

申告書の記入例
【収入あり】

申告書の記入例
【収入なし等】

区民税・都民税
税額計算方法

医療費控除について

申告書の控え

申告の注意事項
問い合わせ先

医療費控除について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）での控除を受ける場合

- 次の（１）～（５）の「一定の取組」を行っている方が対象です。
 - インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）
 - 区市町村のがん検診
 - 職場で受けた定期健康診断
 - 特定健康診査、特定保健指導
 - 医療保険者が実施する人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）
- 別紙「セルフメディケーション税制の明細書」（**自分で作成**）を添付する。

「医療費控除の明細書」の記入

- 医療費通知を添付する場合は、【記入例１】を参考に（１）～（３）を記入してください。

【記入例１】

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
287,326 円 ㊦	272,800 円 ㊥	150,000 円

※（２）について㊦に記入する金額は、公費負担分を除いた金額です。公費分に関しては、領収書等で確認してください。明細書や申告書に控除額の記載が無い場合、控除の適用は出来ません。

- 上記１以外に支払った医療費がある場合は、【記入例２】を参考に記入してください。

【記入例２】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
足立区 太郎	足立区病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	32,000 円	円
足立区 太郎	都バス	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	2,060 円	円

「セルフメディケーション税制の明細書」の記入

- 「一定の取組」について、【記入例３】を参考に記入してください。
取組を行った証明の添付は必要ありませんが、取組内容は必ず記入してください。
なお、一定の取組にかかった費用は控除の対象になりません。

【記入例３】

(1) 取 組 内 容	☐ 健康診査 ☐ 予防接種 ☒ 定期健康診断 ☐ 特定健康診査 ☐ がん検診 ☐ ()
(2) 発 行 者 名 (保険者、勤務先、区市町村、医療機関名など)	足立区課税保険組合

- 医療費控除の対象となる「スイッチＯＴＣ医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品）」の購入費について、【記入例４】を参考に記入してください。

【記入例４】

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
足立区薬局	アダチ胃腸薬、アダチ解熱鎮痛薬	5,800 円	円
足立区ドラッグ	カゼイ胃腸薬、アダチ消炎鎮痛薬	27,800 円	円
〃	アダチ水虫薬、アダチ肝斑治療薬	円	円

※ 医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、例のように記入してください。

令和 7 年度 特別区民税・都民税申告書



1月1日現在の住所	確認・保管番号 本人	マイナンバー (個人番号)
現在の住所 ☐ 同上	職業	
フリガナ	電話番号	
氏 名	生年月日	大・昭平・令

整理番号	
------	--

■令和6年中の所得状況等を記入してください。

収入金額 所得金額	給 与	給与支払金額を記入し、源泉徴収票を添付。 源泉徴収票のない方は裏面⑧の合計金額を記入してください。		給与収入	8					円
	公 的 年金等	公的年金等の源泉徴収票の支払金額を記入。 遺族年金・障害年金等のみの場合は、0円と記載してください。		年金収入	10					円
	業 務 種 類		収入金額	円	必要経費				円	所得金額 62
	そ の 他 種 類		収入金額	円	必要経費				円	所得金額 63
	事 業 営 業 等	仕事の内容等	収入金額 (A)	円	必要経費 (B)	円	(青色申告) 特別控除額 (C)	円	差引所得金額 (A-B-C)	円
	農 業		円	円	円	円	円	円	円	
	不 動 産		円	円	円	円	円	円	円	
	利 子	国外の利子等	円	円	円	円	円	円	円	
	配 当		円	円	円	円	円	円	円	
	総 合 譲 渡	12 ☐ 短期 13 ☐ 長期	円	円	円	円	円	円	円	
一 時		円	円	円	円	円	円	円		

■上記の他に所得があった方は裏面に記入してください。

年金 確認返却・資料なし
本人 枚、配偶者 枚

☆ 所得 控 除 引 け る 金 額 等	雑 損 控 除 (証明書添付)	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損 害 金 額	保険金などで補填される金額	円	30	雑 損 控 除 額	
	医 療 費 控 除 (明細書等添付) (領収書不可)	支払った医療費等 (A)		円	保険金などで補填される金額 (B)		円	差引金額 (A-B)	
		104	円	105	円	円	円	106	
		源泉徴収票の社会保険料		源泉徴収票に含まれていない社会保険料		社会保険料合計			
	社会 保 険 料 控 除	給与所得記載分	公的年金等記載分	国民年金 (証明書添付)	国民健康保険	介護保険	後期高齢者 医 療 保 険	その他の社保	円
		円	円	円	円	円	円	円	32
	小規模企業共済等 掛 金 控 除 (領 収 書 添 付)	掛 金 の 種 類				円			
	生 命 保 険 料 控 (証明書添付)	新生命保険料の計	56	円	旧生命保険料の計	44	円	円	
		新個人年金保険料の計	57	円	旧個人年金保険料の計	45	円	円	
	地 震 保 険 料 控 (証明書添付)	介護医療保険料の計	58	円	生命保険料の控除額 (源泉徴収票より転記)	802	円	円	
	地震保険料の計	47	円	旧長期損害保険料の計	46	円	円		
				地震保険料の控除額 (源泉徴収票より転記)	803	円	円		
寄附金控除 (領収書等添付)	都道府県・市区町村 (特別控除対象)	98	円	東京都共同基金、日本 東京都支部、その他の寄附	99	円	都 条 例 指 定 分	100	
						円	区 条 例 指 定 分	101	
本人該当 控 除	障害者控除		寡婦控除		ひとり親控除		勤労学生控除		
	☐ 愛の手帳 ☐ 精神保健 ☐ 身体障害 級(度) (認定書添付)		☐ 障害者控除 対象認定者 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚還		☐ ひとり親 控 除		(学校名)		
同一生計配偶者 配 偶 者 控 除 配偶者特別控除	氏 名		生 年 月 日		障害者		手帳種別		
	大・昭平・令		大・昭平・令		級(度)		手帳種別		
マイナンバー (個人番号)	900				配偶者の収入		給与収入		
					円		円		
扶養親族 (16歳未満のみ)	マイナンバー (個人番号)		氏名		生年月日		居住		
901							同居		
911							同居		
902							同居		
912							同居		
903							同居		
913							同居		
904							同居		
914							同居		
905							同居		
915							同居		

納付方法	◎給与以外に別途所得がある方は、右の希望納付方法を○で囲んでください。	特別徴収 (給与以外の税額に ついてのみ金で給与 から差し引かれる 方法) ※年金特別徴 収対象分は除く	普通徴収 (自分で納付する方)
------	-------------------------------------	---	--------------------

扶養人数									
同配	老配	特配	同老	同老	一般	年少	同特	同特	他
80	79	82	83	84	81	89	85	86	87
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

給・年・医
社・生・地
寄・障・他

申告書(表面)の控えが必要な方は、申告書の記入内容をごちらにも転記される等してご利用ください

申告判別
フロッピーチャート
申告にあたって
国外居住親族
申告書提出時の
確認・添付書類
申告の要・不要
チェックポイント
申告書の記入例
【共通事項】
申告書の記入例
【収入あり】
申告書の記入例
【収入なし等】
区民税・都民税
税額計算方法
医療費控除について
申告書の控え
申告の注意事項
問い合わせ先

申告にあたっての注意事項（よくある間違いや記入漏れなど）

☒ 公的年金等の源泉徴収票どおりであれば申告は不要です。

公的年金等以外に収入がない方で、源泉徴収票に記載されている扶養の状況や社会保険料額の他に追加する控除がない場合は、申告の必要がありません。**不完全な申告をすると、控除が外れてしまう等の理由により税額が高く計算される場合があります**のでご注意ください。

☒ 年金収入の欄には源泉徴収票の支払金額を記入してください。

令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の正確な年金収入金額が記載されている書類は「源泉徴収票」です。「改定通知等のはがき」や「通帳に記載された年金受取額」等から計算すると正しい収入金額になりません。**実際の収入金額と異なる金額を記入してしまうと、税額が高く計算される場合があります**のでご注意ください。

☒ 区役所への申告では所得税の還付は受けられません。

医療費控除や扶養控除等の追加を区役所に申告した場合、住民税の計算には反映されますが、所得税の計算には反映されないため、所得税の還付は受けられません。**所得税が課税されている場合の控除追加は税務署で確定申告を行ってください。**なお、**税務署に確定申告をすることで所得税と住民税の両方に控除等が反映されますので、区役所への申告は原則不要となります。**

☒ 該当する控除（寡婦、ひとり親、障害者控除等）を正確に記入してください。

寡婦控除については本人該当控除欄の「死別・離婚・生死不明・未帰還」のいずれかにレ点チェックをして、その状態となった年月を記入してください。ひとり親控除はレ点チェックをしてください。障害者控除については、本人該当控除、同一生計配偶者、扶養親族の必要な欄に手帳の種別と級（度）を記入してください。**前年に各控除の適用が認められた場合でも、毎年**の申告が必要です。記入が不完全な場合、控除が受けられなくなり税額が高く計算される場合があります。また非課税であっても控除漏れ等により、都営住宅の家賃が高く計算される等の影響がありますのでご注意ください。

☒ 16歳未満の扶養親族等も忘れずに記入してください。

16歳未満の扶養親族等の記入を省略すると、申告する方の所得金額によっては所得金額調整控除、調整措置または非課税の判定が正しくできず、税額が高く計算されたり非課税になるはずの方が課税になることがあります。**扶養控除額はありますが16歳未満の扶養親族等を申告書に必ず記入してください。**

☒ 別居の配偶者、扶養親族は必ずマイナンバーや住民登録の住所（住民票がある住所）を記入してください。

配偶者控除や扶養控除については、扶養の条件に該当しているかの調査を行います。調査内容は、所得が超過していないか、他の方と二重で扶養していないか等です。別居親族のマイナンバーや住所が記入されていないと、この調査が行えません。その場合は、ご自宅やお勤め先に電話や手紙で住所をお尋ねすることになります。住所が不明の場合は、配偶者控除や扶養控除が取り消され住民税額が高く計算されることがありますので、マイナンバーや住所は必ず記入してください。

特別区民税・都民税の

申告等に関する問い合わせ

足立区 区民部 課税課

住所：足立区中央本町1-17-1 足立区役所中央館1階

電話：03-3880-5231 / 03-3880-5232 / 03-3880-5418

FAX：03-5681-7665

公式ホームページ：[足立区 税金](#)

[検索](#)

確定申告等に関する問い合わせ

申告書作成会場の開設期間：**2月17日（月）～ 3月17日（月）**【土・日及び祝日を除く】

【注意事項】

■ 申告会場は混み合うため、ご自宅からのe-Taxをご利用ください。

■ 申告も納税もe-Taxで！

くわしくは国税庁ホームページ：[作成コーナー](#) [検索](#)

足立税務署（電話：03-3870-8911） / 西新井税務署（電話：03-3840-1111）

※ 問い合わせをする際は、電話番号・FAX番号のかけ間違いにご注意ください。